

県と市町村の役割分担への考え方について

1 概要

富山県では、主にNPO法人への支援は県及び富山県民ボランティア支援センター（NPO・県民協働課）において実施しています。理由としては、富山市を主たる事業所とするNPO法人が約半数を占めること（176法人／384法人中）。富山県が比較的コンパクトな県であり、地域別にセンターを置く必要がないことが挙げられます。

一方、地域におけるボランティア団体への支援は、主に富山県民ボランティア支援センター（ボランティア課）及び市町村ボランティアセンターで実施しています。理由としては、地域に密着した支援が必要な場合が多く、住民により近い場所でのサービスの提供が必要であることが挙げられます。

2 それぞれの役割

(1) 県（県民生活課）

県民生活課ではNPO法人の設立に係る認証事務により、NPO法人の設立促進を担い、支援センターへの補助により、NPO法人の活動の促進、市町村ボランティアセンターのコーディネーターの設置によりどの地域においてもボランティア活動が可能となるような環境づくり等に対して支援している。

(2) 支援センター（NPO・県民協働課）

NPO法人の中間支援業務（個々のNPO法人からの相談対応、活動費助成等）
NPO法人の活動の場の提供

(3) 支援センター（ボランティア課（県社会福祉協議会内））

市町村ボランティアセンターとの情報共有、災害救援ボランティア関係

(4) 市町村担当課

市町村の担当課では、市町村ボランティアセンターの活動（研修会の実施、コーディネーターの設置等）への補助により、ボランティア活動の促進を図り、市町村との協働事業の公募や活動費補助等によりNPO法人への活動を支援している。

(5) 市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会内）

ボランティア活動をしたい人や必要としている人の相談を受け付け、マッチングを行っている。ボランティア体験講座などの講座や活動に必要な機材、備品を貸し付けるなど活動支援を行っている。

3 機能

